条 R6.2.14(水) 第4回策定委員会資料

東松山市

第7期障害福祉計画 • 第3期障害児福祉計画

(令和6年度~令和8年度)









令和6年3月 東松山市



市長	あいさつ

目次

2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3 8 9 4
3 障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	389
4 基礎調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6 計画の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 第 1 章 計画の基本的理念 1 第三次市民福祉プラン後期計画における基本理念及び基本方針・・・ 1 2 本計画の基本的理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1章 計画の基本的理念 1 第三次市民福祉プラン後期計画における基本理念及び基本方針・・・1 2 本計画の基本的理念・・・・・・・・・・・・・・・2 第2章 計画の目標値 目標1 施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・2	4
1 第三次市民福祉プラン後期計画における基本理念及び基本方針・・・1 2 本計画の基本的理念・・・・・・・・・・・・・・・・・2 第2章 計画の目標値 目標1 施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・2	
1 第三次市民福祉プラン後期計画における基本理念及び基本方針・・・1 2 本計画の基本的理念・・・・・・・・・・・・・・・・・2 第2章 計画の目標値 目標1 施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・2	
第2章 計画の目標値 目標1 施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・2	8
目標1 施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・2	Ο
目標1 施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・2	
	6
目標3 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
目標4 福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・・・・・・3	
目標5 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
目標6 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・4	
目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る	
体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	Ŭ
第3章 サービス必要見込み量 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・5	\cap
2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
4 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
5 障害児支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
6 発達障害者等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組・・・・・・・7 10 地域生活支援事業その他・・・・・・・・・・・・・・・・7	



参考資料

2 東松山市障害者計画等策定委員会名簿・・・・・・・・・・86

※本冊子には、音声コード(ユニボイス)が貼付されています。ユニボイスは専用の アプリケーションを使用することで、スマートフォン等で読み取ることができます。 なお、機種によっては読取に支障がでる場合があります。



序章



1 計画の位置づけ

法令の根拠

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に当たり、国の基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号【最終改正令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号】)に即して障害福祉サービス、障害児通所支援サービス等の提供体制の確保や円滑な実施について定めます。

市政における位置づけ

この計画は、市政の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画(令和3年度~令和7年度)」の健康福祉分野における関連計画に位置付けられ、障害者基本法に基づき市の障害者施策に関する基本的事項を定めた「第三次市民福祉プラン後期計画(令和4年度~令和8年度)」の考えに基づき定めるものです。

また、「第二次東松山市地域福祉計画(令和2年度~令和6年度)」や「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン【東松山市子ども・子育て支援事業計画】(令和2年度~令和6年度)」といった関連計画との整合も図っています。

2 計画期間

計画期間は、国の基本指針に即して、令和6年度から令和8年度までとします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
障害者計画	第三	三次市民	福祉プラ	シン	第三次市民福祉プラン					
		後期計画								
障害福祉計画	第	55期計画	 ■	角	第6期計画 第7期			きて期計画	Ð	
障害児福祉計画	第	1期計画	Ð	角	92期計画	Ð	第3期計画			

[※] 障害福祉計画と障害児福祉計画は一体として策定します。



3 障害のある人の状況

障害者手帳所持者の推移

本市における障害者手帳の所持者は、令和 4 年度末時点で 4,294 人となっており、全体としてやや増加傾向にあります。内訳では療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者が増加し、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。また、自立支援医療(精神通院)1の利用者が 2 年間で 106 人と著しく増加しています。

障害者手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者及び指定難病²等医療受給者の合計が人口に占める割合は約7.4%です。

表1 障害のある人の状況

(人・世帯)

		手帳所	持者数		4	#10	±1-√, c -1 -0		
現在	身体障害者	療育手帳	精神障害 者保健	/1 / ≣+	自立支 援医療	指定難病等	合計	(参考)	(参考) 世帯数
	手帳	(知的)	福祉手帳	小計	(精神通院)	医療		\ \	巴市致
R2年度末	2,655	742	816	4,213	1,476	772	6,461	90,297	41,209
R3年度末	2,607	762	892	4,261	1,497	792	6,550	90,391	41,764
R4年度末	2,577	781	936	4,294	1,582	803	6,679	90,605	42,438

資料:東松山市福祉事務所

表2 総人口に占める障害のある人の割合

(%)

旧左	身体障害	療育手帳	精神障害者	自立支援	指定難病	≅T	サービス
現在	者手帳	(知的)	保健福祉手帳	医療(精神通院)	等医療	計	支給決定者
R2年度末	2.94	0.82	0.90	1.63	0.85	7.16	0.84
R3年度末	2.88	0.84	0.99	1.66	0.88	7.25	0.89
R4年度末	2.84	0.86	1.03	1.75	0.89	7.37	0.94

資料:東松山市福祉事務所

² 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費助成の対象となる疾患で、令和3年11月時点では338疾患が指定されています。



[「]障害者総合支援法に基づき、手帳の有無にかかわらず、精神疾患のため、通院による精神医療を継続して受ける 人を対象に、医療費の自己負担を軽減するものです。

身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数はやや減少傾向にあり、部位別にみると肢体不自由の人が減少しています。また、身体障害者手帳所持者の中での高齢者の割合は、約70%を占めています。内部障害の内訳をみると、「心臓」が増加しています。

表3 級別身体障害者手帳所持者数

(人)

現在	総数			18歳	18歳				
玩 狂	机心安义	1級	2級	3級	4級	5級	6級	未満	以上
R2年度末	2,655	965	380	374	624	132	180	54	2,601
R3年度末	2,607	922	396	375	624	121	169	48	2,559
R4年度末	2,577	913	393	375	609	120	167	42	2,535

資料:東松山市福祉事務所

表4 部位別身体障害者手帳所持者数

(人)

現在	総数	視覚	聴覚・	音声•言語	肢体	内部
玩江	1生 総数	沈兄	平衡	・そしゃく	不自由	障害
R2年度末	2,655	150	243	39	1,333	890
R3年度末	2,607	148	242	39	1,286	892
R4年度末	2,577	152	250	43	1,243	889

65歳 高齢者 以上 割合 1,866 70% 1,828 70% 1,823 71%

資料: 東松山市福祉事務所

表5 内部障害別身体障害者手帳所持者数

(人)

現在	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう 又は直腸	小腸	免疫	肝臓	計
R 2年度末	393	302	29	146	7	11	2	890
R3年度末	421	286	27	136	7	11	4	892
R4年度末	430	286	21	129	6	12	5	889

資料:東松山市福祉事務所



療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数については、増加傾向が続いています。

表6 程度別療育手帳所持者数

(人)

TB#T	総数		内		18歳	18歳	
現在	机公安义	A	А	В	О	未満	以上
R 2年度末	742	157	177	231	177	128	614
R3年度末	762	158	180	235	189	146	616
R4年度末	781	164	184	237	196	153	628

資料: 東松山市福祉事務所

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、大幅な増加傾向が続いています。

表7 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

現在総数			内訳	18歳	18歳	
現任	机安义	1級	2級	3級	未満	以上
R 2年度末	816	87	526	203	11	805
R3年度末	892	89	577	226	14	878
R4年度末	936	79	619	238	17	919

資料: 東松山市福祉事務所



自立支援医療(精神通院)利用者数の推移

自立支援医療(精神通院)利用者数については、増加傾向にあり、気分障害³が 大幅に増加しています。

表8 自立支援医療(精神通院)利用者数

(人)

TEL 大- 4公平5	4公米/1	内訳						18歳
現在	総数	統合失調症4	気分障害	神経症5	てんかん	その他6	未満	以上
R2年度末	1,476	427	580	122	86	261	15	1,461
R3年度末	1,497	426	585	114	88	284	21	1,476
R4年度末	1,582	441	641	126	89	285	17	1,565

資料:東松山市福祉事務所

指定難病等医療給付受給者の推移

指定難病による受給者数については、増加傾向が続いています。

表 9 指定難病等医療給付受給者数

(人)

現在	総数	内訳			
九江		指定難病等	小児慢性特定疾病 ⁷		
R 2年度末	772	663	109		
R3年度末	792	684	108		
R4年度末	803	704	99		

資料: 東松山保健所

⁷ 児童福祉法に基づき医療費助成の対象となる 18 歳未満のこどもの慢性疾患で、令和 3 年 11 月時点では 788 疾患が指定されています。



³ 気分と感情の変動により特徴づけられる精神疾患で、うつ病や双極性障害などがあります。

⁴ 幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患で、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすいという特徴があります。

⁵ 心因(心理・社会的環境要因)による心身の機能障害で不安神経症、強迫神経症、心気神経症、抑うつ神経症などがあります。

⁶ 先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中毒、中枢神経の感染症、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる精神疾患である「器質性精神障害」や自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害である「発達障害」などがあります。

サービス支給決定者数の推移

サービス支給決定者数は増加傾向にあり、児童及び精神障害のある人が大幅に増加しています。

表10 サービス支給決定者数

(人)

現在	児童	身体障害	知的障害	精神障害	特定疾患 (指定難病等 医療給付)	≣†
R 2年度末	134	128	304	193	0	759
R3年度末	156	120	311	217	0	804
R4年度末	185	121	317	230	0	853

資料:東松山市福祉事務所



4 基礎調査の結果

アンケート調査の実施

この計画の策定に当たり地域での生活や障害福祉サービスの利用ニーズを把握するため以下のとおりアンケート調査を実施しました。

調査期間

令和5年5月24日(水)から令和5年6月14日(水)まで

調査基準日

令和5年4月1日

調査方法

郵送配付、郵送回収

調査対象者

障害者手帳所持者 1,000 人

対象者内訳

身体障害者手帳所持者(難病患者を含む)	326人	
療育手帳所持者	375人	
精神障害者保健福祉手帳所持者	299人	
(高次脳機能障害者を含む)		

発送・回収の状況

発送数	有効回収数	有効回収率	
1,000 件	555 件	55.5%	



5 計画の推進

この計画は、当事者を含む市民、事業者と行政との協働によって推進します。障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害福祉サービスの提供体制に係る計画ですが、障害のある人の生活を地域全体で支えるためには、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関や民生委員・児童委員など地域の人々との連携が不可欠です。このことを踏まえ、地域自立支援協議会の活動を中心に関係機関や地域の人々との連携を進め、計画を推進します。

東松山市地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定される協議会で、市と障害者福祉に係る関係機関が障害のある人に対する地域における支援体制に係る課題を共有し地域の支援体制の整備について協議を行います。

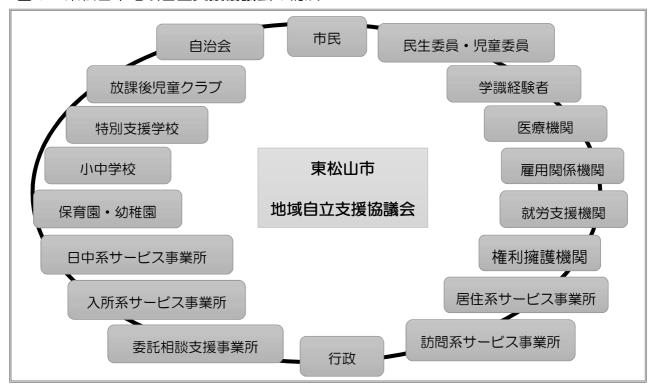
東松山市地域自立支援協議会の所掌事項

- ・市民福祉プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況の評価及び進捗 管理
- 相談支援の中立性・公平性の確保
- 関係機関職員等への研修
- ・当事者と地域との関係づくり
- ・新たな地域課題への対応
- 地域の関係機関の連携
- 関係機関の業務上課題となった事項への対応
- 権利擁護及び障害者虐待の防止



東松山市地域自立支援協議会の構成

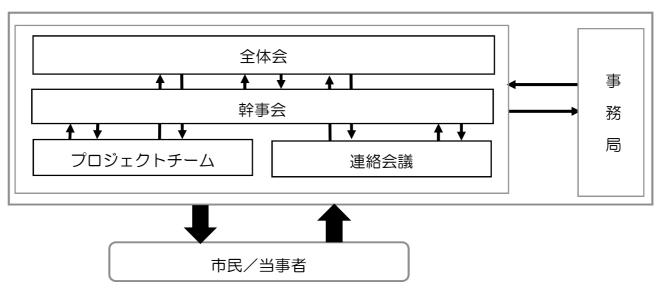
図1 東松山市地域自立支援協議会の構成



東松山市地域自立支援協議会の組織

東松山市地域自立支援協議会は、全体会、幹事会、プロジェクトチーム・連絡会 議から成り立っています。

図2 東松山市地域自立支援協議会の組織





全体会は、構成メンバーの代表者や公募の市民で組織し、協議会の所掌事項のうち重要な事項について協議します。

幹事会は、構成メンバーの実務担当者で組織し、全体会への付議に関することや 所掌事項の取扱いについて調整します。

プロジェクトチームは、全体会、幹事会の委員その他必要と認められる者で組織し、所掌事項について必要な資料の収集及び研究を行います。東松山市医療・福祉連携プロジェクト及びSDGs/合理的配慮推進プロジェクトが活動しています。

連絡会議は、プロジェクトチームの活動により明らかになった課題の解決を図る 組織で、参加者はそれぞれの設置要領で定められています。東松山市障害者進路支 援連絡会議、東松山市障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議及び東松山 市地域生活支援拠点等連絡会議が活動しています。

表 1 1 東松山市地域自立支援協議会プロジェクトチーム・連絡会議 (令和 6 年 3 月時点)

- 医療・福祉連携プロジェクト
- ・SDGs/合理的配慮推進プロジェクト
- 障害者進路支援連絡会議
- ・障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
- 地域生活支援拠点等連絡会議



比企地域自立支援協議会

比企地域自立支援協議会は、比企地域における相談支援事業の中立・公平な運営の確保、関係機関の連携並びに社会資源の開発及び改善等の推進を目的として、本市と滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村の比企地域7町村と共同で設置している障害者総合支援法第89条の3に規定される協議会です。

比企地域自立支援協議会の所掌事項

- 相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること
- ・地域の関係機関の連携に関すること
- ・社会資源の開発及び改善等に関すること
- ・ 広域的課題に関すること

比企地域自立支援協議会の構成メンバー

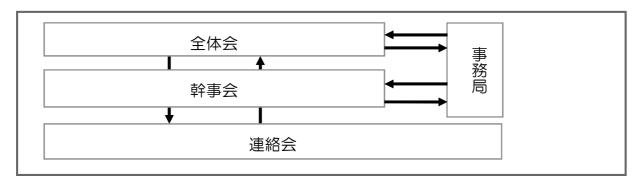
図3 比企地域自立支援協議会の構成



比企地域自立支援協議会の組織

比企地域自立支援協議会は、全体会、幹事会及び連絡会で構成されています。

図4 比企地域自立支援協議会の組織





全体会は、構成市町村の障害福祉担当課長・保健担当課長、埼玉県西部福祉事務 所の責任者、埼玉県東松山保健所の責任者、委託相談支援事業所の責任者及び比企 地域基幹相談支援センターの責任者で構成され、所掌事項のうち重要な事項につい て協議を行います。

幹事会は、構成市町村の障害福祉実務担当者・保健実務担当者、埼玉県西部福祉 事務所実務担当者、埼玉県東松山保健所実務担当者、委託相談支援事業所相談員、 基幹相談支援センター担当者及び当事者で構成され、所掌事項の調査・研究・協議 を行います。

連絡会は、幹事会委員及び関係機関の実務担当者で構成され、以下の4つの連絡会を設置しています。

表12 比企地域自立支援協議会連絡会(令和6年3月時点)

- ・障害福祉サービス事業所連絡会
- 委託相談支援事業所連絡会
- ・精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会
- 障害者就労支援連絡会



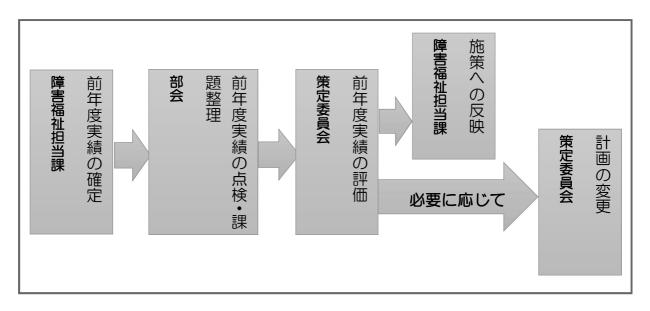
6 計画の点検及び評価

この計画の点検及び評価は、計画を策定する東松山市障害者計画等策定委員会及 び東松山市地域自立支援協議会にて行います。

東松山市障害者計画等策定委員会による点検及び評価

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、変更等を所掌事務とする 東松山市障害者計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)では、実務担当 者で構成される部会にて各年度の実績について点検し、課題を整理した上で、策定 委員会で評価を行います。また、必要に応じて、計画の変更について審議します。

図5 策定委員会における点検及び評価のフロー



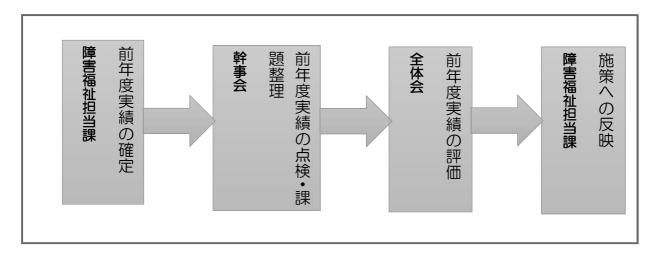


東松山市地域自立支援協議会による点検及び評価

東松山市地域自立支援協議会の所掌事項の中に"障害福祉計画等の進捗状況の評価及び進捗管理に関すること"があります。東松山市地域自立支援協議会は、策定委員会よりも広い範囲の関係機関に参加してもらっており、多くの委員から意見を聴くことができます。関係機関の実務担当者で構成される幹事会にて各年度の実績について点検し、課題を整理した上で、全体会で評価を行います。

なお、東松山市地域自立支援協議会の意見等が計画策定に反映できるよう、東松 山市障害者計画等策定委員会委員に、本協議会全体会委員枠を設け、審議に加わっ てもらっています。

図6 東松山市地域自立支援協議会における点検及び評価のフロー





第1章 計画の基本的理念



1 第三次市民福祉プラン後期計画における 基本理念及び基本方針

本市においては、令和4年3月に第三次市民福祉プラン後期計画(以下「第三次プラン」という。)を策定いたしました。第三次プランは障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画であり、市の障害者施策の基本的事項を定めたものです。よって本計画も第三次プランの考えに基づいて策定します。

第三次プランの基本理念

認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進

~すべての人が主人公になるまちを目指して~

本市では、平成 10 年に策定した第一次市民福祉プラン(以下「第一次プラン」という。)から、障害のある人自身の努力や治療によって障害を取り除くという従来の考え方ではなく、社会によってつくられた障壁を、社会の仕組み自体を変えることによって解消するという「共生社会の実現に向けたソーシャルインクルージョン⁸」の理念をいち早く取り入れて、福祉施策を展開してきました。

第三次プランでは、こうした考えを引き継いだ上、障害のある人はあらゆる社会活動の主体であるという考えのもと、すべての人が自らの意思によりその人らしく生活すること、つまりは主体性を発揮し、自己実現を図ることにより、互いを尊重し、それを後押しする地域づくりを行うことができるよう "認め合い、支え合い、ともに暮らすまち東松山の推進"を基本理念に掲げています。

⁸ 障害や困難を有する人などを排除したりするのではなく、地域社会に参加、参画していくことを支援することで、社会の構成員として包み込むことを示した言葉です。



18

第三次プランの基本方針

第三次プランでは、基本理念のもと本市が進める障害者施策の基本方針として次の4点を定めました。

方針 1 主体性を発揮し、支え合う地域をつくる

相談支援・就労支援や権利擁護支援制度の更なる充実を目指し、障害のある人が地域に包容されるとともに、自らの意思によって、社会活動や社会貢献等を積極的に行える地域づくりを行います。

方針2 多様な社会資源を活用できる地域をつくる

障害福祉サービス事業所の整備を進める一方、地域のボランティア等によるインフォーマル⁹な支援や地域の各種団体の協力などによる包括的なネットワークを作ることにより地域の社会資源の活用を進め、障害のある人一人ひとりが自己実現に向けて活動できること、地域に貢献できることを目指します。

方針3 安全に安心して暮らせる地域をつくる

"障害のある人にとって暮らしやすいまちは障害のない人にも暮らしやすいまちである"という考えに基づく社会環境の改善や、地域のボランティア等による支援により、障害のあるなしに関わらず安全に安心して暮らせる地域をつくります。

方針4 人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる

市民がお互いの人権を尊重し合うことは、支え合いのまちづくりを進める上では欠くことができません。障害のある人が様々な場面で不利益を被らないために、成年後見制度の利用を促進するための法定後見人・市民後見人の育成や共生社会の考え方の理解促進を図り、地域全体で"人権を尊重し、互いを認め合う"ことに取り組みます。



⁹ ここでは、法律や公的制度に基づくサービスではないものを指します。

2 本計画の基本的理念

本計画の基本的理念を、第三次プランの考え方及び国の基本指針に基づき次の6つとします。

基本的理念 1 共生社会の実現と自己決定の尊重・ 意思決定の支援

本市では、平成10年に策定した第一次プランから障害のあるなしに関わらず、すべての人が地域でともに暮らす共生社会の実現を目指してきました。そして、第三次プランでは、共生社会を「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち」と表現し、その形を"障害のある人が地域社会に完全に包容され、積極的に地域の社会活動に参加し、地域の人々が支援を行いながらともに活動する地域"としました。

本計画においても、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやボランティアなどの地域のインフォーマルな支援等を受け、自立や社会参加の実現を図ることを基本とします。併せて、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、共生社会の実現を目指します。

基本的理念 2 身近な地域における障害種別によらない 一元的な障害福祉サービスの実施

本市では、第一次プランにおいて手帳の有無や障害の種別に関わらず必要な人が サービスを利用できる仕組みの構築を目指し、障害者生活支援センター、障害者就 労支援センターザック、総合相談センターの開設などを行いました。また、平成 19年に策定した第二次市民福祉プランでは、介護保険制度と障害福祉制度という 別の法律により規定されたサービスについて、運用する際に制度の縦割りを越えた 利用者本位のサービス提供を目指し"制度の壁を越え、ニーズに応じた支援の仕組 みをつくる"を基本方針としました。



障害者自立支援法(現障害者総合支援法)の施行や児童福祉法の改正により、制度上は多くの障害福祉サービスが身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害 10 を含む。以下同じ。)の種別に関わらず利用可能となり、また、難病のある人も利用することができることになりました。障害種別を越えた支援を提供する障害福祉サービス事業所が増えていますが、この様な事業所を更に増やすことが求められています。

また、福祉サービスと、日常生活を支える保健や医療のサービスが緊密に連携して幼児期から高齢期まで切れ目のない支援ができる体制の構築を目指します。

基本的理念3 地域生活への移行と定着支援の強化

本市では、第一次プランの策定以降、一貫して障害のある人の地域生活支援のための取組を推進し、ともに育ち学ぶ教育や、障害のある人の一般就労の拡大、グループホームの体験入居などを実践してきました。

また、地域自立支援協議会のプロジェクトや連絡会議等では、多くの関係者の協力を得て、地域生活支援拠点等の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築など、障害のある人たちが地域社会で暮らすための課題解決や、新たなプログラムの創出にも取り組んできました。

こうした活動の一つの成果として、本市における関係者のネットワークは強化され、障害のある人たちの日常生活を地域で支えるための土台が整ったことが挙げられます。

これらを踏まえ、入所施設等からの地域移行については、適切に意思決定支援を 行いつつ、地域生活支援拠点等を中心に、地域生活に移行した人たちの生活が安定 的に継続できるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備するととも に、差別や偏見のない、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

¹⁰ 病気やけがなどの影響によって、後天的に脳の認知機能に障害が出るものをいいます。外見からは分かりにくく注意障害、 記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが主な症状です。



21

基本的理念4 "ともに育ち、ともに学ぶ"取組を通じた 健やかな育ちと学びの支援

本市では、保育、教育、福祉関係者の熱意と相互の連携により、障害のあるなし に関わらず、ともに育ち学ぶ保育や教育が実践され、地域社会への参加や包容(インクルージョン)に取り組んできました。

こうした取組をさらに推進するため、障害の気づきの段階から身近な施設で支援ができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援等の充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とするこどもが保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する支援体制の構築のため、ネットワークの強化を図ります。

基本的理念5 安定した障害福祉サービスの提供と 多職種間の連携推進

本市では、地域自立支援協議会のプロジェクトや連絡会議、比企地域基幹相談支援センター等で、人材育成に関する研修や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携強化を実施してきました。

こうした取組をさらに推進し、障害のある人の重度化、高齢化が進む中で、将来 にわたって安定的により良い障害福祉サービスを提供していくため、専門性を高め る研修を実施するとともに、多職種との連携体制を確保していきます。



基本的理念6 障害者の社会参加を支える支援

本市では、障害のある人の作品展の開催など文化芸術活動の推進に取り組んできました。また、障害者の体力づくり、交流、余暇の充実を図ることを目的とした「東松山市スポーツ・レクリエーション教室」や、本市が掲げる「ウォーキングのまち」を障害のあるなしにかかわらず体現するため「スマイルウォーク」や「ゆっくりウォーク」を開催してきました。

引き続きこれらの取組を行うほか、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加を支援します。



第2章 計画の目標値



目標 1 施設入所者の地域生活への移行

1 施設入所者の動向

平成 17 年 10 月時点で 78 人であった障害者支援施設への入所者は、令和 5 年 3 月 31 日時点では 77 人であり、1 人減少しています。

この期間の新たな入所者数の合計は 58 人であり、年平均 3.2 人が入所していることになります。

一方、施設からの退所者は死亡した場合を除くと 43 人であり、グループホーム 11 等に入居した人は 7 人のみとなっています。

2 基礎調査により分かったこと

計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、障害者支援施設に入所している人のうち、9.5%(21人中2人)の人が退所して地域で生活したいと回答していました。

また、既に施設に入所している人が他施設への入所を希望する場合を除き、2.9%(515人中15人)の人が今後、施設で暮らしたいと回答していました。

3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 令和 4 年度末時点での施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行する。
- 〇 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減する。

¹¹ 障害者総合支援法に基づくサービスで、法律上は共同生活援助といい、企業などで働いていたり、就労継続支援又は生活介護などの日中活動を利用している障害のある人に対し共同生活を送る住居において、相談や食事・入浴の介護などの日常生活上の援助を行います。



-

4 本市の目標

施設入所者のこれまでの動向や、国の基本指針から第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数值	考え方	
令和5年3月31日時点の入	77 人		
所者数(A)	11人		
【目標值】	5人	施設入所からグループホームなどへ移	
地域生活移行者数(B)	(6.49%)	行する人数 (移行率)	
地域移行以外の理由による		令和 8 年度末までに死亡した場合など	
	6 人	地域移行以外の理由により退所する人	
退所者数(C) 		数の見込み	
新たな施設入所支援利用者	7 人	令和 8 年度末までに新たに施設入所支	
(D)	7 人	援が必要となる利用人員見込み	
【目標值】			
目標年度入所者数	73 人	令和8年度末時点の利用人員見込み	
(E = A - B - C + D)			
削減見込(A一E)	4 人	差引減少見込み数(減少率)	
时/舰兄还(A一C)	(5. 19%)	左列線少元込の数(減少率)	

5 目標達成のための取組

① 地域移行者を増やすための取組

現在、施設に入所している人について、特定相談支援事業所に調査協力を依頼 し、個別に状況や希望を確認して地域移行の可能性が高い対象者を把握します。対 象者に対しては施設入所支援事業所に協力をいただきながら、相談支援専門員等が 適切な意思決定支援を含め地域移行支援等へつなげる支援を行います。

また、地域生活支援拠点等事業の取組においても、地域生活の体験の機会の提供及び地域定着支援や自立生活援助といった地域生活を支えるサービスの強化を図り、生活の場の移行をしやすくする支援を行います。



② 施設に入所を希望する人への取組

令和5年8月末時点で、施設入所を希望している人(埼玉県指定障害者支援施設等入所調整を経て、入所希望者名簿に登載されている人。ただし、既に施設に入所しているが他施設への入所を希望する人を除く。)は7人おり、アンケートでも2.9%の人が今後の利用を希望していることから、今後も一定数の施設入所希望者が見込まれます。

施設入所を希望する場合には、本人の意向を尊重しつつ、生活課題や必要な支援 及び居住環境等について本人や家族、相談支援専門員等と協議するとともに、市が 設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」において在宅サービス等の利用の可 能性や施設入所の必要性について精査したうえで、サービス等利用計画に基づき入 所を支援します。

③ 施設に入所している人への取組

施設入所者の高齢化により、医療・介護ニーズが高まっており、施設側の負担が増加しています。本人や家族、支援者と協議を行い、介護保険施設への移行など、 将来に渡り適切な支援が受けられるよう検討を行います。



目標2 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

1 精神科医療機関入院患者の動向

本市では、平成 28 年度から比企地域内の精神科医療機関から任意の協力による精神保健福祉資料 12 (630 調査) の提出を受けています。

その集計結果によると、令和4年6月30日現在の1年以上の長期入院患者数は65歳以上の人が82人、65歳未満の人が45人の合計127人であり、令和3年6月1か月間に入院した人の3か月時点の退院率は死亡した人を除いて67%、6か月時点及び1年時点での退院率も67%となっています。

2 基礎調査により分かったこと

計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、病院に入院している人のうち 50.0% (10 人中 5 人) の人が退院して地域で生活したいと回答していました。

3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- 〇 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神 障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 325.3日以上とすることを基本とする。
- 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により 算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 を目標値として設定する。

¹² 精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料を得ることを目的に、 毎年6月30日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が実施しているものです。



〇 退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3 か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

4 本市の目標

精神科医療機関入院患者のこれまでの動向や、国の基本指針から第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数值	考え方
精神病床からの退院後 1 年 以内の地域における生活日 数の平均		県内市町村別の精神病床における入退 院の状況の把握が困難であることから、 埼玉県の障害者支援計画で全県の目標 として設定する。
【目標値】 令和8年6月30日時点にお ける1年以上長期入院者数		比企地域内の精神科医療機関から任意 の協力により提供される精神保健福祉
- 65 歳以上 - 65 歳未満	76 人 38 人	資料(630調査)を基に集計する。
【目標値】 令和8年6月1か月間に入院 した患者の退院率		比企地域内の精神科医療機関から任意 の協力により提供される精神保健福祉
・入院後3か月時点	69%	資料(630調査)を基に集計する。
・入院後6か月時点	85%	なお、死亡者は集計値に含まない。
·入院後1年時点	92%	



5 目標達成のための取組

① 精神障害者が精神病床から退院後、地域で安定した生活を送る ための取組

比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」にて精神病床から退院する特定の精神障害者についてモデルケースとしてモニタリングし抽出した地域課題について、解決に向けた取組を進めます。また、同連絡会及び東松山市相談支援事業所連絡会議で地域定着支援や自立生活援助に係るサービスの提供体制の充実を図る取組を行います。

② 精神科医療機関入院患者の地域移行を促進するための取組

精神科医療機関が開催する退院調整会議や東松山保健所が開催する精神障害者の地域移行に係る会議等に市職員が参加し、地域移行支援事業所とともに障害福祉サービスの調整及び退院後の生活環境について相談に応じ、早期退院が実現できるよう調整を図ります。

また、地域生活支援拠点等事業においても、精神科医療機関に長期入院している人の数を把握し、東松山市地域自立支援協議会「地域生活支援拠点等連絡会議」等で地域課題の一つとして協議会に共有するほか、関係機関と協働し個別ニーズの把握に努め、把握した障害のある人が希望する地域生活に向けた体験利用につなげる等、地域移行を促進する取組を行います。



目標3 地域生活支援の充実

1 地域生活支援体制の整備の動向

本市では令和3年5月に面的整備型の手法で、東松山市地域生活支援拠点等を整備し、東松山市地域自立支援協議会内に「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」を設置して、地域生活支援の充実のための取組を継続しています。

2 基礎調査により分かったこと

- ① 計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、現在、父母・祖父母・兄弟 姉妹と暮らしている人のうち、18.6%(334人中62人)の人が(自宅・実家 以外の)アパートやグループホームでの生活を希望していると回答していました。
- ② 障害のある人が、実家や施設を出て、アパートやグループホームなどで暮らし始めるために必要だと思うことは、「支援をしてくれる人が身近にいること (61.4%・555 人中341 人)」、「周囲の人が、障害のある人に対して理解があること(55.3%・555 人中307 人)」、「発作や急な体調悪化など、緊急時に必ず対応してもらえること(49.9%・555 人中277 人)」という結果でした。

3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

○ 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。



○ 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

4 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
		・令和8年度末までの間に地域生活支援
		拠点等コーディネーターを1人以上配置
		し、基幹相談支援センターと連携して、
		地域生活支援拠点等の機能の充実を図
		る。
地域生活支援拠点等が有す		・東松山市地域生活支援拠点等連絡会議
る機能の充実 		において、効果的な支援体制及び緊急時
		の連絡体制の構築を進める。
		・運用状況の検証及び検討を東松山市地
		域自立支援協議会において年1回以上実
		施する。
	/	・強度行動障害を有する者について、東
		松山市相談支援事業所連絡会議等でヒ
		アリング調査等によりニーズを把握す
強度行動障害を有する者に		る。
対する支援体制の整備		・東松山市地域生活支援拠点等連絡会議
		をはじめとする東松山市地域自立支援
		協議会でニーズに基づく支援体制の整
		備を進める。



5 目標達成のための取組

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実についての取組

令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等コーディネーターを1人以上配置し、地域移行のニーズ等の把握に努めるとともに、希望する地域生活に向けた体験の機会へつなげる等、生活の場の移行をしやすくする支援体制を構築します。

また、基幹相談支援センターと連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

そのほか、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者が東松山市地域生活支援拠点等連絡会議に参加し、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

運用状況の検証及び検討については、年度末に開催する東松山市地域自立支援協議会全体会で実施します。

② 強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備についての 取組

強度行動障害を有する人について、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計等により特に支援を必要とする人を把握します。市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」等でヒアリング調査等を行い、支援ニーズを把握します。

把握したニーズについては「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」をはじめ とする東松山市地域自立支援協議会で共有し、地域の関係機関と連携を図りつつ地 域における課題の整理やニーズに基づく支援体制の整備を進めます。



目標4 福祉施設から一般就労への移行

1 福祉施設から一般就労への移行の動向

就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を利用している人のうち一般就労した人の数は、令和2年度が11人、令和3年度が12人、令和4年度が13人でした。

また、就労継続支援B型事業所からの一般就労者は令和2年度は3人、令和3年度は3人、令和4年度は4人であり、継続して就労継続支援B型事業所から一般就労者を出すことができています。令和5年9月1日現在、市内には就労移行支援事業所が2事業所、就労継続支援B型事業所が9事業所あります。

2 基礎調査により分かったこと

- 1 計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、30.7%(430 人中 132 人)の人が「収入のある仕事をしている」と回答していました。
- ② ①で「収入のある仕事をしている」と回答した人のうち、一般就労している 人は76.5%(132人中101人)、障害者就労支援事業所等に通所して働い ている人は15.9%(132人中21人)でした。
- ③ ②の障害者就労支援事業所等に通所して働いている人のうち 14.3%(21人中3人)の人が一般就労を希望していると回答していました。



3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

○ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、 各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度 中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

- ①就労移行支援事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすること。
- ②就労継続支援A型事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすること。
- ③就労継続支援B型事業…令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労 へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とす る。
- 就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。



4 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数值	考え方
令和3年度の一般就労移行	10 1	令和3年度(1年間)において福祉施設
者数	12 人	を退所し、一般就労した人数
【目標値】	17 人	
目標年度の一般就労移行者	(1.42倍)	
数		令和8年度(1年間)において福祉施設
• 就労移行支援事業	13 人	を退所し、一般就労する人数(増加率)
	(1.44倍)	
· 就労継続支援 B 型事業	4 人	
	(1.33倍)	
【目標値】		令和8年度において就労移行支援事業所
目標年度の就労移行支援事		取相の年度にあいて就方移打又援事業別 のうち、就労移行支援事業利用終了者に
業利用終了者に占める一般	5割以上	のうら、私力移行又援事業利用終了有に 占める一般就労へ移行した者の割合が 5
就労へ移行した者の割合が		割以上の事業所を全体の5割以上とする
5割以上の事業所の割合		刮以工の事業別を主体の5割以工と9 る
【目標値】	10 人	令和8年度において就労移行事業等を通
目標年度の就労定着支援事	(1.43倍)	じて一般就労する者が就労定着支援事
業利用者数	(1.43 1百)	業を利用する人数(増加率)
【目標値】		令和8年度において就労定着支援事業所
目標年度の就労定着支援事	7割以上	
業の定着率の増加		の就労定着率を1割以上とする
【目標値】		
目標年度の就労定着支援事	2割5分	令和8年度において就労定着率が7割以
業所の就労定着率が 7 割以	以上	上の事業所を全体の2割5分以上とする
上の事業所の割合		
就労定着支援事業所の複数		市内に2か所以上就労定着支援事業所を
整備		整備する



5 目標達成のための取組

① 就労訓練施設等の利用を通じて一般就労する人を増やす取組

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所での就労訓練後、一般就労した障害のある人と、その支援をした就労継続支援事業所に、東松山市障害者就労継続支援事業補助金を交付するチャレンジアップ応援制度を活用し、福祉施設から一般就労を目指す障害者の後押しと、障害者の経済的自立及び社会参加を促進します。

一般就労が見込まれるケースについて、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」において、就労に向けた具体的な支援が展開できるよう相談支援専門員への助言等を行います。

また、就労アセスメントや企業との連携強化を目的に、東松山市障害者就労支援センターザックが行う「障害者の一般就労を前提とした就労支援を行う地域づくり」業務を通じて、本人・家族及び関係機関と連携を図ります。

② 就労移行支援事業所利用者を増やす取組

就労アセスメントの結果やサービス等利用計画に基づくモニタリングにより、本人の意向や能力を評価し、希望する場合には就労継続支援B型事業所等から就労移行支援事業所の利用につなげていきます。



目標5 障害児支援の提供体制の整備等

1 障害児支援の提供体制の整備等の動向

東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」にて関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、取組を継続します。また、「障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議」の活動を継続して行っています。

2 基礎調査等により分かったこと

保育課へのヒアリング調査によると令和4年度に市内の保育園等に通う障害のある児童は12人でした。令和4年4月1日時点の0歳から5歳までの障害者手帳所持者数が26人であったことから、ともに育ち学ぶインクルージョンの推進が引き続き必要です。また、放課後児童クラブ(学童保育)に通う障害のある児童は令和3年度は17人、令和4年度は45人でした。

計画の策定にあたり実施したアンケート調査によると、現在、児童発達支援を利用している人は 16.3% (98 人中 16 人)で、そのうち 37.5% (16 人中6人)がサービスの量について「少ない」と回答していました。放課後等デイサービスを利用している人は 51.0% (98 人中 50 人)で、そのうち 20.0% (50 人中 10 人)がサービスの量について「少ない」と回答していました。18 歳未満の人全体でみると、67.3% (98 人中 66 人)の人が児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用していることになります。

今後3年以内の利用予定については児童発達支援については16.3%(98人中16人)の人が、放課後等デイサービスについては53.1%(98人中52人)の人が「今よりも利用を増やしたい」、「今後も今と同じくらい利用したい」と回答していました。



3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センター¹³を各市町村に少なくとも1か 所以上設置することを基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置された児 童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等 を活用しながら、令和8年度までに、すべての市町村において、障害児の地域 社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基 本とする。
- ② 都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を 策定する。令和8年度末までに、県、また必要に応じて指定都市において、児 童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等を活用し、難聴児支援のた めの中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に つなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児¹⁴を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ④ 令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、 医療的ケア児 ¹⁵等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域で の設置であっても差し支えない。

¹⁵ 人工呼吸器を装着している障害のある児童など、日常生活を営むために医療を必要とする児童をいいます。



-

¹³ 児童福祉法に規定された障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うことを目的とする施設で、福祉型児童発達支援センターと上記支援に加えて治療を行う医療型児童発達支援センターがあります。

¹⁴ 児童福祉法では、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいいます。また、一般的には元東京都立府中療育センター院長大島一良博士により考案された判定方法である大島分類の1から4までに該当する児童をいいます。

⑤ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ 円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市に おいて、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

4 本市の目標

第3期障害児福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
児童発達支援センター等		・関係機関の連携の下、東松山市地域自
による障害児の地域社会		立支援協議会を地域の障害児の健全な
への参加・包容(インクル		発達における中核的な支援機能を有す
ージョン)の推進		る体制と位置づけ、児童発達支援センタ
		一に代える。
		・東松山市地域自立支援協議会「障害の
		あるこどもの育ちと学びを支える連絡
		会議」において、保育や教育の現場及び
		児童発達支援事業所等を支援し、適切な
		発達支援の提供につなげる仕組みを構
		築する。
難聴児の早期発見・早期療		保健、教育等の関係機関で連携を図りな
育の推進		がら、早期発見・早期療育につなげる取
		組を継続する。
主に重症心身障害児を支		令和8年度末までに、主に重症心身障害
援する児童発達支援事業		児を支援する児童発達支援事業所及び
所及び放課後等デイサー		放課後等デイサービス事業所を2か所以
ビス事業所の整備		上整備する。
 医療的ケア児等の支援の		東松山市地域自立支援協議会「医療・福
ための関係機関等の協議		祉連携プロジェクト」で引き続き、保健、
の場の設置及び医療的ケ		医療、障害福祉、保育、教育等の関係機
ア児等に関するコーディ		関等が連携を図るための協議を年2回以
プル寺に関するコーティ ネーターの配置		上行う。医療的ケア児等コーディネータ
イーメーの配但		一を2人以上配置する。



5 目標達成のための取組

① 児童発達支援センターによる障害児の地域社会への参加・包容の 推進のための取組

東松山市地域自立支援協議会が設置する「障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議」において、保育や教育の現場に専門家チームが訪問し課題の共有や意見交換を行う巡回相談の取組を継続するほか、児童発達支援事業所等にヒアリング調査等を行うなど、適切な発達支援の提供につなげる仕組みを構築します。

また、子ども・子育て支援施策と緊密な連携を図り、障害児の地域社会への参加・ 包容(インクルージョン)を推進します。

② 難聴児の早期発見・早期療育の推進のための取組

母子保健分野では、新生児聴覚スクリーニング検査の結果や乳幼児健診等で、教育分野では就学時健診や日中の児童の様子等から難聴の可能性がある児童を把握し、関係機関で連携を図りながら、早期療育につなげる取組を継続します。

③ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるようにするための取組 東松山市地域自立支援協議会が設置する「医療・福祉連携プロジェクト」で引き 続き、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議 の場を年2回以上実施し、地域における重症心身障害児及び医療的ケア児支援の 体制整備を進めます。

また、医療的ケア児を支える人材の確保・養成等については、当該プロジェクトにおいて調査・研究を行い、受け入れ事業所の複数整備につなげます。

④ 障害児入所施設の入所者の移行調整の取組について

障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう埼玉県が設置する協議の場から依頼があった際は、協議の場へ市職員が出席します。



目標6 相談支援体制の充実・強化等

1 相談支援体制の充実・強化等の動向

本市は平成27年度から比企地域7町村と共同で比企地域基幹相談支援センターを設置しています。また、平成18年度から東松山市地域自立支援協議会を設置し、各種プロジェクトや連絡会議において地域課題の改善に取り組むとともに、平成19年度から比企地域7町村と共同で比企地域自立支援協議会も設置し、比企地域のサービス基盤の改善等にも取り組んでいます。

相談支援の質の向上や連携強化を図るため、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」や、比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」において、活動を継続しています。

2 基礎調査により分かったこと

① 計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、生活の中で悩んだり、困ったりしたことがあった場合、23.6%(555 人中 131 人)の人が相談支援事業所の職員に相談していると回答していました。一方で、6.3%(555 人中35 人)の人が「相談するところがわからない」と回答していました。

また、障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがあった場合、13.7% (285人中39人)の人が相談支援事業所の職員に相談していると回答していました。

② 障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには「相談窓口や情報提供の充実(50.5%・555 人中280人)」「自分と家族の高齢化に対応した支援(49.9%・555 人中277人)」「外出に必要な移動支援の充実(32.4%・555 人中180人)」という結果でした。



3 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

- ① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う 基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置も可)するとともに、 基幹相談支援センターが基本指針別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援 体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

4 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
		・市が設置する「東松山市相談支援事
		業所連絡会議」や基幹相談支援センタ
		一主催の会議を開催し、個別事例の支
		援内容の検証を行う等相談支援体制
基幹相談支援センターによ		の強化を図る。
る相談支援体制の強化		・基幹相談支援センター事業により相
		談支援事業所への専門的な指導・助言
		の実施及び相談支援の質の向上に資
		する研修等を実施する。



協議会における個別事例の 検討を通じた地域サービス 基盤の開発・改善 東松山市地域自立支援協議会及び比 企地域自立支援協議会にプロジェク トや連絡会議等を設置し、個別事例の 検討を通じた地域のサービス基盤の 開発・改善等の取組を実施する。

5 目標達成のための取組

① 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化のための取組

市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」を年6回、基幹相談支援センターが主催する会議を年10回以上開催し、個別事例の支援内容の検証等を通して相談支援体制の強化を図ります。併せて、会議等への参加を通して、相談支援事業所のほか、高齢、子育て、教育等の関係機関とも連携強化を図ります。

また、相談支援事業所への訪問等により専門的な指導・助言を行うほか、相談支援事業所を対象とした人材育成等に関する研修等を年 10 回以上実施し、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善の取組

比企地域自立支援協議会「委託相談支援事業所連絡会」で、個別事例の検討を 行い、相談支援事業に係る地域課題の把握や改善を行います。

そのほか、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」を年6回開催し、 個別事例の検討を通じ地域課題の把握に努め、把握した地域課題については東松山 市地域自立支援協議会と共有し、地域のサービス基盤の開発・改善に向けた取組に つなげます。



目標7 障害福祉サービス等の質を向上させる ための取組に係る体制の構築

1 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の動向

令和3年度に整備した東松山市地域生活支援拠点等事業において、主に緊急時 支援が見込まれる障害のある人について障害福祉サービス等の利用状況を整理し、 必要な支援内容について検証を行っています。

また、比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」では、自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する取組を継続しています。

2 国の基本指針の考え方

この目標設定について、国が示した考え方は次のとおりです。

① 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための 取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要と する障害福祉サービス等が提供できているか検証を行っていくことが望ましい。

また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員等に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。

② 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。



3 本市の目標

第7期障害福祉計画における目標を以下のとおりとします。

項目	数値	考え方
障害者総合支援法の具体的 内容を理解するための取組		市職員や障害福祉サービス事業所が 障害福祉サービス等の質を向上させ るため、意思決定支援をはじめとする
障害福祉サービス等の利用 状況の把握・検証		適切な研修を受講する。 東松山市相談支援事業所連絡会議や 東松山市地域生活支援拠点等連絡会 議で地域課題を抽出し、障害者等が真 に必要とする障害福祉サービス等が 提供できているのか検証を行ってい く。
障害福祉サービス等の質の 向上へ向けた体制の構築		比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」で自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図る。 日中サービス支援型共同生活援助事業の実施報告・事業評価を比企地域自立支援協議会で行う。



4 目標達成のための取組

① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組

埼玉県が主催する意思決定支援をはじめとする障害者総合支援法に関する研修 や比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」が行う研修に市職員 や障害福祉サービス事業所が参加し、障害者総合支援法の理解を深めます。

② 障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証

障害福祉サービス等の利用状況についてリストアップを行い、市が設置する「東松山市相談支援事業所連絡会議」や東松山市地域自立支援協議会「東松山市地域生活支援拠点等連絡会議」で地域課題を抽出し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。

③ 障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築

比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」で、国民健康保険団体連合会(国保連)からの確認事項を比企地域の市町村が持ち寄り、処理の仕方や考え方等を事業所に共有する場を設けます。

また、日中サービス支援型共同生活援助事業の実施報告・事業評価を、比企地域 自立支援協議会で行います。



第3章 サービス必要見込み量



1 訪問系サービス

1 サービスの内容

居宅介護 (ホームヘルプ)

居宅における食事や入浴などの介護などを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由のため常時介護を要する障害のある人に対し、居宅における食事や入浴などの介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

同行援護

視覚障害で移動に困難を有する障害のある人に対し、外出時に同行し、移動時及 びそれに伴う外出先の援護(視覚的情報の支援や食事などの介護)を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する人の中でも特に介護の必要度が高い人に対し、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

2 サービス利用の動向

アンケート調査の結果によると、利用している人の割合が高かったサービスは居宅介護 7.2%(555 人中 40 人)、行動援護 3.1%(555 人中 17 人)でした。今後の利用予定の希望が高いサービスは居宅介護 8.3%(555 人中 46 人)、行動援護 7.4%(555 人中 41 人)でした。居宅介護や行動援護のニーズが高いことがうかがえます。



3 サービス必要見込み量

※R5計画値は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(以下、「第6期計画等」という。) 策定の際に設定したものです。

		第6期計画		第7期計画			
利用実人数(人/月)	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込	
居宅介護	113	119	109	122	129	137	
重度訪問介護	5	5	8	7	8	9	
行動援護	14	14	19	15	16	17	
同行援護	17	15	22	18	19	19	
重度障害者等包括支援	1	1	1	1	1	1	
合計	148	148	159	163	173	183	

利用時間(時間/月)	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
居宅介護	2, 537	2, 643	2, 714	2, 828	2, 980	3, 165
重度訪問介護	535	586	795	799	913	1, 027
行動援護	140	158	236	191	203	216
同行援護	387	406	570	490	517	517
重度障害者等包括支援	571	569	433	582	582	582
合計	4, 170	4, 387	4, 748	4, 890	5, 195	5, 507



2 日中活動系サービス

1 サービスの内容

生活介護

常時介護を必要とする障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる食事や入浴などの介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

自立訓練 (機能訓練)

理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を行います。

自立訓練(生活訓練)

食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活 上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を行います。

就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより適切に検討・選択ができるよう、就労 アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支 援する予定の新たなサービスです。

就労移行支援

企業などへの就職又は在宅での就労・起業を希望する 65 歳未満の障害のある人に対し、一定期間(2年間)にわたり、事業所内や企業における生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上や通勤するために必要な訓練を行います。また、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

就労継続支援A型

①就労移行支援事業を利用したが企業などの雇用に結びつかなかった人、②盲・ろう・特別支援学校の卒業後就職活動を行ったが企業などの雇用に結びつかなかった人、③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない人で、65歳未満の障害のあ



る人に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった人に対し、一般就労に向けた支援を行います。

就労継続支援B型

①企業などや就労継続支援A型での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人、②就労移行支援事業を利用したが企業などや就労継続支援事業A型の雇用に結びつかなかった人、③上記①②に該当しないが50歳に達している人、又は試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人に対し、雇用契約は結ばずに生産活動などの機会を提供します。また、知識・能力の高まった人に対し、就労に向けた支援を行います。

就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて企業などに新たに雇用された障害のある人に つき、一定の期間にわたり就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービ ス事業所、医療機関等との連絡調整等を行います。

短期入所(ショートステイ)

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害者支援施設や医療機関などへ短期間の入所をさせ、食事や入浴などの介護などを行います。病院や診療所で行う医療型と障害者支援施設等で行う福祉型があります。

療養介護

病院において医療的ケアを必要とし、かつ、常時介護を必要とする障害のある人に対し、主に日中において、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

2 サービス利用の動向

アンケート調査の結果によると、利用している人の割合が高かったサービスは生活介護 9.4% (555 人中 52 人)、就労継続支援 (A型・B型) 5.9% (555 人



中33人)でした。利用しているサービスの量について「少ない」と回答した人の割合が高かったサービスは短期入所50.0%(24人中12人)、自立訓練(機能訓練・生活訓練)36.8%(19人中7人)でした。

今後の利用予定の希望が高いサービスは生活介護 9.5%(555 人中 53 人)、 就労継続支援(A型・B型) 8.8%(555 人中 49 人)でした。就労継続支援(A型・B型)は、現在利用している人が 33 人に対し、今後利用を希望している人は 49 人で、短期入所は、現在利用している人が 24 人に対し、今後利用を希望している人は 43 人となっており、今後の利用者の増加が見込まれます。

3 サービス必要見込み量

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

生活介護 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	第6期計画			第7期計画		
	R3 実績	R4 実績	R5計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	184	191	201	199	203	207
うち施設入所者を除い た利用者数(人/月)	117	117	124	123	127	130
うち強度行動障害 利用者数(人/月)				98	99	100
うち医療的ケア 利用者数(人/月)				9	10	10
うち高次脳機能障害 利用者数(人/月)				3	3	3
利用日数(日/月)	4, 200	4, 007	4, 020	4, 318	4, 405	4, 492
うち施設入所者を除い た利用日数 (日/月)	1, 985	2, 413	2, 480	2, 214	2, 286	2, 340



自立訓練

利用実人数(人/月)	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
機能訓練	2	2	2	2	2	2
生活訓練	12	12	10	14	16	18

利用日数(日/月)	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
機能訓練	35	24	15	30	30	30
生活訓練	199	184	190	234	267	301

就労選択支援 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)				_	_	13
利用日数(日/月)				_	_	15

就労移行支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	21	28	35	32	35	38
利用日数(日/月)	347	476	770	547	599	650

就労継続支援

利用実人数(人/月)	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
A型	4	3	4	3	4	4
B型	209	210	209	221	228	234



利用日数(日/月)	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
A型	78	66	88	59	79	79
B型	3, 658	3, 704	3, 762	3, 890	4, 013	4, 118

就労継続支援B型事業所平均工賃

R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
16, 357 円	18, 629 円	18,000円	20, 855 円	21, 968 円	23, 081 円

就労定着支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	10	11	17	28	33	36

短期入所 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	16	25	41	36	38	40
うち医療型利用者数 (人/月)	2	3	6	4	5	6
うち強度行動障害利用 者数(人/月)				14	15	16
うち医療的ケア利用者 数(人/月)				1	2	2
うち高次脳機能障害 利用者数(人/月)				2	2	2
利用日数(日/月)	177	214	263	326	347	367
うち医療型利用日数 (日/月)	20	38	18	51	64	76



療養介護

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	8	10	7	12	13	14
利用日数(日/月)	227	297	210	353	382	412



3 居住系サービス

1 サービスの内容

自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害のある人等に対し、居宅において自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間に渡り、定期的な巡回訪問又は随時の対応により相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。

共同生活援助(グループホーム)

企業などで働いていたり、就労継続支援又は生活介護などの日中活動を利用している障害のある人や常時介護を要する障害のある人に対し共同生活を送る住居において、相談や食事・入浴の介護などの日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

福祉施設で暮らす人が生活する上で必要となるサービスを提供するものです。

2 サービス利用の動向

アンケート調査の結果によると、自立生活援助は、現在利用している人が 7 人に対し、今後利用を希望している人は 25 人でした。共同生活援助は、現在利用している人が 30 人に対し、今後利用を希望している人は 43 人で、いずれも利用者数の増加が見込まれます。

施設入所については、今後希望する人は 10.3% (555 人中 57 人) という結果でした。



3 サービス必要見込み量

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

自立生活援助

		第6期計画		第7期計画		
	R3 実績 R4 実績 R5 計画値			R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	2	2	7	3	3	4

共同生活援助 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	118	129	109	153	171	189
うち強度行動障害 利用者数(人/月)				23	26	29
うち医療的ケア 利用者数 (人/月)				5	5	5
うち高次脳機能障害 利用者数(人/月)				1	1	1

施設入所支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	79	78	79	76	75	73

地域生活支援拠点等 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
設置箇所数	1	1	1	1	1	1
拠点登録事業所数				23	25	27
コーディネーターの 配置人数				0	1	1
検証及び検討の 実施回数(年)	0	1	1	1	1	1



4 相談支援

1 サービスの内容

計画相談支援

サービスを利用しようとする障害のある人に対し、サービス等利用計画などの作成、サービス事業者との連絡調整を行うほか、利用状況の検証・見直しを行います。

地域移行支援

障害者支援施設から退所、精神科病院から退院しようとする人に対し、住居の確保などの地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

地域定着支援

居宅において単身生活などのために地域生活が不安定な人に対し、連絡体制を確保して緊急事態などに対応します。

2 サービス利用の動向

計画相談支援については、令和5年9月末時点でサービス等利用計画策定済みの人のうち15.5%の人がセルフプラン16であり、その人たちが今後利用するため利用件数が大幅に増加すると見込まれます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については施設や精神科医療機関から退 所・退院する人の利用が見込まれます。

¹⁶ 障害者総合支援法に基づくサービスである計画相談支援又は児童福祉法に基づく障害児相談支援を利用してサービス等利用計画又は障害児利用支援計画を作成するのではなく、障害のある人本人やその家族が当該計画を作成することをいいます。



3 サービス必要見込み量

※R5 計画値は、第6 期計画等策定の際に設定したものです。

計画相談支援等

利用実人数(人/月)	第6期計画			第7期計画		
	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
計画相談支援	570	589	560	633	673	714
地域移行支援	3	3	9	5	6	7
地域定着支援	19	19	22	21	23	26



5 障害児支援

1 サービスの内容

児童発達支援

療育の必要性がある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う通所のサービスです。

医療型児童発達支援

肢体不自由のある未就学の児童に対し、医療型児童発達支援センターや医療機関において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適 応訓練と治療を行う通所のサービスです。

居宅型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な未就学の児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などを行うものです。

放課後等デイサービス

学齢期の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する通所のサービスです。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童に対し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を訪問により行うものです。

障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障害のある児童に対し、障害児支援利用計画 の作成、サービス事業者との連絡調整を行うほか、利用状況の検証・見直しを行い ます。



2 サービス利用の動向

障害児相談支援については、令和5年9月末時点で障害児支援利用計画策定済みの人のうち64.1%の人がセルフプランであり、その人たちが今後利用するため利用件数が増加すると見込まれます。

3 サービス必要見込み量

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

児童発達支援

		第6期計画		第7期計画		
	R3 実績	R3 実績 R4 実績 R5 計画値			R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	29	48	24	59	68	77
利用日数(日/月)	281	563	168	743	966	1, 217

医療型児童発達支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	0	0	1	0	0	0
利用日数(日/月)	0	0	6	0	0	0

居宅型児童発達支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	0	0	1	0	0	0
利用日数(日/月)	0	0	6	0	0	0



放課後等デイサービス

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	90	101	110	116	122	128
利用日数(日/月)	1, 292	1, 477	1, 549	1, 682	1, 769	1, 856

保育所等訪問支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	2	4	12	4	5	5
利用日数(日/月)	2	4	12	4	5	5

障害児相談支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	60	65	107	79	89	99

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
配置人数	1	1	2	2	2	2

4 子ども・子育て支援事業の見込み量

第2期ひがしまつやま子ども夢プラン(東松山市子ども・子育て支援事業計画) に基づく子ども・子育て支援事業の実績及び見込み量は以下のとおりです。

1号認定:3歳以上で教育を希望(幼稚園・認定こども園)※障害のない児童を含む

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/年)	1, 143	1, 174	1, 126	1, 078	1, 056	1, 035



2 号認定: 3 歳以上で保育を希望(認可保育園・認定こども園・認可外保育施設) ※障害のない児童を含む

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/年)	922	943	857	981	985	989

3号認定:3歳未満で保育を希望(認定こども園・認可保育園・地域型保育事業・ 認可外保育施設) ※障害のない児童を含む

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/年)	645	730	553	737	740	743

放課後児童クラブ ※障害のない児童を含む

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/年)	1, 021	999	961	1, 144	1, 150	1, 156

障害のある児童の子ども・子育て支援事業利用実績

利用人数(年)	R3 実績	R4 実績
保育園等(1 号認定· 2 号認定·3 号認定)	12	12
放課後児童クラブ	17	45

障害のある児童の保育園等の利用の見込み

本市では、障害のあるなしに関わらず、ともに育ち学ぶ保育が実践されており、 障害のある児童の保育園等の利用実績は上記のとおりです。5歳以下の障害者手帳 を所持しているこどもの数は令和2年度末日で23人、令和3年度末日で26人、 令和4年度末日で30人とやや増加傾向にあります。これらのことから今後も15 人程度の利用が見込まれます。



6 発達障害者等支援

1 サービスの内容

ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム

地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等に対して効果的に支援し、保護者が養育スキルを獲得できるよう設定されたグループ・プログラム、トレーニングです。

ペアレントメンター

発達障害のあるこどもを育てた経験を持つ親が、自らの経験や知識を生かし、先輩として同じ発達障害児を持つ親の悩みを共感的に傾聴し、地域の情報提供を行ったりしながら寄り添い・支える「親による親支援」です。

ピアサポート

同じような立場や境遇、経験等をともにする人同士の支え合いです。

2 サービス必要見込み量

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (保護者)及び実施者数 (支援者)

※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	第6期計画			第7期計画		
	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
受講者数(保護者)	0	0	1	1	1	1
(人/年)		,	•	•	•	•
実施者数 (支援者)				1	2	3
(人/年)				-	۷	3



ペアレントメンターの人数

※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
登録者数(人/年)				3	4	4

ピアサポートの活動への参加人数

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
参加人数(人/年)	0	0	5	2	3	4



7 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

1 サービス必要見込み量

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場 17 の開催回数

		第6期計画		第7期計画		
	R3 実績	R3 実績 R4 実績 R5 計画値			R7 見込	R8 見込
回数(年)	3	3	5	5	5	5

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
参加者数(年)	21	21	20	20	20	20

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
回数(年)	1	1	1	1	1	1

精神障害者の地域移行支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	2	4	7	4	4	5

68

¹⁷ 比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」を協議の場とします。



精神障害者の地域定着支援

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	11	12	19	19	19	20

精神障害者の共同生活援助

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	34	40	39	54	67	80

精神障害者の自立生活援助

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	2	1	5	2	2	3

精神障害者の自立訓練(生活訓練)

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	12	12	12	14	16	18



8 相談支援の提供体制の充実・強化等

1 サービスの内容

障害者相談支援事業

障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉 サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見 のための連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものです。

基幹相談支援センター事業

比企地域基幹相談支援センターとして、相談支援事業所に対し指導・助言や人材 育成の支援を行い、地域内の相談支援の充実を図るとともに、障害者の権利擁護に 必要な援助や地域内の障害福祉サービスの利用状況等を把握するものです。

なお、比企地域基幹相談支援センターにおいて、地域への研修・啓発活動を行う 理解促進研修・啓発事業及び成年後見等の業務を行う法人を増やすための研修を行 う成年後見制度法人後見支援事業を実施します。

地域自立支援協議会

障害のある人とない人が、互いに尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するために、地域における課題について協議し、解決を目指す会議体です。

2 サービス必要見込み量

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

基幹相談支援センターの設置

		第6期計画		第7期計画			
	R3 実績	R3 実績 R4 実績 R5 計画値			R7 見込	R8 見込	
設置数	1	1	1	1	1	1	



基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
指導·助言件数	10	6	12	60	60	60
(件/年) ※1	10	0	12	00	00	00
人材育成の支援件数	2	2	2	10	10	10
(件/年)※2	2	2	۷	10	10	10
連携強化の取組の実施				26	26	26
回数(回/年)				20	20	20
個別事例の支援内容の				16	16	16
検証回数(回/年)				10	10	10
主任相談支援専門員の				1	1	1
配置人数				-	-	-

※1 第6期計画等では、東松山市相談支援事業所連絡会議における指導・助言件数としましたが、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、比企8市町村全域における事業所に対する指導・助言件数を指します。

※2 第6期計画等では、基幹相談支援センターが主催する相談支援事業所を対象とした研修の件数としましたが、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、そのほか新任相談員OJTや初心者研修等も含めた件数とします。

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

		R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
相談支援事	実施回数				9	9	9
業所の参画	(回/年)				9	9	9
による事例	参加事業				17	17	17
検討	者数(年)				17	17	17
	設置数				9	8	8
専門部会	実施回数				41	40	40
	(回/年)				41	40	40



9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

1 サービス必要見込み量

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

		第6期計画		第7期計画		
	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
県が実施する研修への				20	20	20
市職員の参加人数(年)				20	20	20

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
回数(年)	1	1	3	1	1	1



10 地域生活支援事業その他

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業の内容

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

本市の取組と考え方

本市では市役所1階ロビーで障害者就労支援事業所が販売を行うチャレンジドショップの設置や、12月の障害者週間に合わせ、障害のある人の作品展の開催など、障害に対する理解を深める取組を行っています。そのほか、きらめき出前講座に障害への理解を深める講座の設定や理解促進のための研修を実施し、広く市民に啓発します。

また、令和5年度から令和6年度にかけて、東松山市地域自立支援協議会にSDGs/合理的配慮推進プロジェクトを設置し、啓発活動に取り組みます。

今後も多くの市民が関心を持ち、障害に対する理解を深められるよう、周知・啓 発方法を工夫しながら、取組を継続します。

事業の量の見込 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
理解促進研修・啓発事 業の実施				実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

事業の内容

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。



本市の取組と考え方

障害のある人、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援として、 精神障害者ボランティア養成講座を継続して実施します。精神障害のある人の社会 復帰を促進するため、精神障害への理解を深め、地域で生活する精神障害のある人 が抱える「生活のしづらさ」を理解し、支援するためのボランティアを養成する講 座です。

事業の量の見込 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
精神障害者ボランティ						
ア養成講座参加者数				55	57	60
(実人数)						

(3) 相談支援事業

事業の内容

① 障害者相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用 支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関との連 絡調整その他障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識を持つ 職員を配置するなど、機能の強化を図ります。

本市の取組と考え方

本市は平成27年度から比企地域7町村と共同で身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業並びに精神障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業を委託して実施しています。また、同様に比企地域基幹相談支援センターを設置し、専門的職員を配置する等機能を強化しています。今後も支援体制を維持し、取組を継続します。



事業の量の見込 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
障害者相談支援事業				ς.	Ŋ	ď
実施個所数				5	5	5
基幹相談支援センター				実施	実施	実施
等機能強化事業				天 旭	天 旭	天 旭

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業の内容

成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人の権利擁護を図るため、制度の利用を支援します。

本市の取組と考え方

本市では、平成31年4月から東松山市成年後見センターを設置し、制度の普及 啓発や利用に関する相談等を行っています。

判断能力が不十分で成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害又は精神障害のある人に対して、制度の利用を促進しています。また、市長による成年後見制度の申立てに要する経費の全部又は一部を助成しているほか、家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬の支払いが困難であると認めるときは、報酬額の全部又は一部を助成しています。

障害のある人の権利擁護を図るため、制度の周知を図るとともに利用を促進していきます。

事業の量の見込 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
報酬助成利用件数				ת	ת	ب
(年)				5	5	5



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業の内容

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正 に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用 も含めた法人後見の活動を支援します。

本市の取組と考え方

本市では、比企地域7町村と共同で地域内社会福祉法人向けの成年後見・法人後 見に関する研修を実施しています。

障害のある人の権利擁護を図るため、引き続き取組を継続します。

事業の量の見込 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
研修参加者数(年)				30	30	30

(6) 意思疎通支援事業

事業の内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支 障のある人に、手話通訳者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

本市の取組と考え方

本市では、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣を行っており、令和5年度から通信端末等を使用し、意思疎通支援者が遠隔地で手話通訳を行う遠隔手話通訳を開始するなど、意思疎通支援の拡充を図っています。

失語症向け意思疎通支援事業については、意思疎通支援者の養成を埼玉県が行っていることから、今後、県と連携を図ります。



また、その他障害のある人への対応として、本庁舎受付や来庁者の窓口対応が多い部署に、筆談ボードや意思疎通支援アプリを導入したタブレットを設置したほか、障害者福祉課に意思疎通支援員を配置し、手話通訳、要約筆記、代筆、代読など、障害特性に応じた窓口対応を行っています。

意思疎通支援アプリの情報提供など、障害当事者によるICT活用等の促進も含め、引き続き取組を継続します。

事業の量の見込

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

		R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
手話	利用実人数 (人/年)	37	38	37	39	40	41
通訳	延べ利用件 数(件/年)	736	665	814	694	712	730
要約	延べ利用件 数(件/年)	3	3	14	3	3	3

(7) 日常生活用具給付等事業

事業の内容

重度の障害のある人に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

本市の取組と考え方

本市では、日常生活用具として以下の6区分に基づき事業を実施しています。

<介護・訓練支援用具>

特殊マットや体位変換器などの身体介護を支援する用具や、障害のある児童に、訓練いすなどの用具を給付します。

<自立生活支援用具>

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、自立生活を支援するための用具を給付します。



く在宅療養等支援用具>

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、在宅療養等を支援するための用具を給付します。

<情報・意思疎通支援用具>

情報・通信支援用具や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意志疎通等を支援するための用具を給付します。

<排せつ管理支援用具>

ストマ用装具など、排せつ管理を支援する用具を給付します。

<居宅生活動作補助用具(住宅改修)>

居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成します。

事業の量の見込

(件/年)	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
介護・訓練支援用具	3	2	10	8	8	8
自立生活支援用具	12	8	13	11	11	11
在宅療養等支援用具	9	7	10	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	11	14	20	18	18	18
排せつ管理支援用具						
(実人数)	206	216	195	235	245	255
(件数)	1, 992	1, 837	1, 950	1, 900	1, 930	1, 960
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	0	4	3	3	3	3



(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業の内容

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害のある人等が自立した日常生活及び 社会生活を営むことができるよう、聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市の 広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した 手話奉仕員を養成します。

本市の取組と考え方

本市では、毎年、手話奉仕員養成講座を実施しており、手話表現技術の習得の程度に合わせて、入門講座と基礎講座を隔年で実施することで、日常会話程度の手話表現技術を習得できるよう手話奉仕員を養成しています。

聴覚障害のある人等との交流活動の促進のため、引き続き取組を継続します。

事業の量の見込 ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
手話奉仕員養成講座				18	18	18
受講者実人数				18	18	18

(9) 移動支援事業

事業の内容

屋外での移動が困難な障害のある人等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出に係る移動を支援します。

本市の取組と考え方

本市に登録しているサービス提供事業所は、令和5年10月時点で31事業所あり、障害の状況にあわせた移動支援を提供しています。

障害のある人等の外出等社会参加を促進するため、引き続きサービス提供体制の 充実を図ります。



事業の量の見込

※R5 計画値は、第6期計画等策定の際に設定したものです。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	43	42	62	33	33	33
利用時間数(時間/年)	4, 407	3, 501	6, 820	3, 062	3, 062	3, 062

(10) 地域活動支援センター事業及び

同センター機能強化事業

事業の内容

障害のある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターと相談支援事業を一体的に実施し、障害のある人の地域生活支援を促進します。また、専門職員を配置する等その機能を強化します。

本市の取組と考え方

本市では比企地域 7 町村と共同で、地域活動支援センターを市内に 2 か所設置 し、地域において雇用や就労が困難な在宅の障害のある人に、機能訓練、社会適応 訓練、入浴等のほか、創作的活動、生産活動の機会を提供しています。

引き続き地域に応じた支援を行い、機能強化も含めサービス提供体制の充実を図ります。

事業の量の見込

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(人/月)	60	61	120	65	70	75



(11) その他任意事業

訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な身体障害がある人に、移動浴槽車で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を目的として実施する事業です。病院や診療所で行う医療型と障害者支援施設等で行う福祉型があります。

スポーツ・レクリエーション教室開催等

障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツを 普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

障害児(者)生活サポート事業

在宅の障害のある人の地域生活を支援するため、一時預かり、派遣による介護サービス、送迎、外出援助等を行う事業です。

事業の量の見込

訪問入浴サービス ※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数(年)				4	4	4

日中一時支援事業

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
利用実人数	12	12	19	13	14	15
	<2>	<3>	⟨1⟩	<4>	<5>	<6>
年間延べ利用件数	1, 088	932	1, 425	1, 092	1, 176	1, 260
平间些个利用针数	<59>	<57>	<24>	<96>	<120>	<144>

^{※&}lt;>内の数字は日中一時支援利用者のうち医療型を利用している人数です。



スポーツ・レクリエーション教室開催等

※斜線箇所は、第6期計画等には設定がなかった項目です。

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
開催回数(年)				4	4	4

障害児(者)生活サポート事業

	R3 実績	R4 実績	R5 計画値	R6 見込	R7 見込	R8 見込
事業者数	18	18	17	17	17	17
年間延べ利用時間	11, 367	11, 277	10, 180	11, 280	11, 280	11, 280
【参考】 ケア・サポートいわはな 年間延べ利用時間	3, 929 <1, 793>	3, 746 <1, 517>	4, 477 <1, 477>	3, 644 <1, 509>	3, 498 <1, 501>	3, 358 <1, 493>

^{※&}lt;>内の数字は車による送迎サービスの利用時間です。



参考資料



1 東松山市障害者計画等策定委員会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するため、東松山市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 障害者計画等の策定及び変更に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、障害者計画等の策定について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 保健、医療及び福祉関係者
 - (3) 市内各種団体を代表する者
 - (4) 公募による市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。



4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、 又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条第2項から第4項まで及び第9条の規定は、部会について準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障害者福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 東松山市障害者計画等策定委員会は、第2条の規定の施行の日前においても、第2条の規 定による改正後の東松山市障害者計画等策定委員会条例の規定の例により、障害児福祉計画 の策定について審議することができる。



2 東松山市障害者計画等策定委員会名簿

選出区分	所属等	氏 名
学識経験を有す	埼玉大学教授	葉石 光一
る者	(株)松屋フーズ 人事部長付顧問	宮腰 智裕
	川越公共職業安定所東松山出張所 (東松山ハローワーク)統括職業指導官	岡田 浩
保健、医療及び福	東松山保健所 保健予防推進担当部長	福地 みのり
社関係者 	医療法人緑光会 医療福祉統括長 医療福祉相談室室長	武田、耕典
	(福) 東松山市社会福祉協議会 東松山市総合福祉エリア ヘルパーステーション管理者	篠田 真一
	(福) 東松山市社会福祉協議会 総合福祉エリア総合相談センター 総合相談課 課長	佐藤 美奈
	(福)昴 理事長	丹羽 彩文
	(特非) 東松山障害者就労支援センター 代表理事	若尾勝己
	(特非) サン・フレッシュ・メイト 施設長	遠藤 正宣
	(福)愛弘会 愛弘園施設長	中能 広和
市内各種団体を	東松山市手をつなぐ育成会	石川 京子
代表する者	東松山市地域自立支援協議会 副会長	佐藤 美奈 (兼任)
	東松山市総合教育センター事務長	田原 祐己子
	東松山特別支援学校 教頭	多田 明彦
	市内私立保育園長会	青木 梨恵
公募による市民		河村 利恵
		杉浦 翔太



東松山市

第7期障害福祉計画 • 第3期障害児福祉計画

発行 令和6年3月編集 東松山市健康福祉部障害者福祉課 〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

電話 0493-21-1452

FAX 0493-24-6066

